

# ◆◆◆欧州知的財産ニュース◆◆◆

2007年1～2月号 (Vol.17)

2007年2月23日  
JETRO デュッセルドルフセンター

## 目次

(記事の閲覧には pdf ファイルの「しおり」もご利用ください。)

ジェトロ・ウェブサイトの欧州の知財ページも併せてご利用ください。

<http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/>

### 《 特許 》

- ・ UNICE, EU の特許政策に対して強い懸念を表明
- ・ EPO ポンピドゥー長官, 欧州の特許政策についてプレスブリーフィング
- ・ マルタ, EPC に加盟, 全加盟国 32 カ国へ
- ・ ドイツ特許商標庁, サーチ結果利用パイロットプロジェクトの手順を公表
- ・ 英国特許庁, 「イノベーションサポート戦略」を公表
- ・ フランス産業財産庁, 特許出願に基づく技術動向を公開
- ・ 英国特許庁, サーチ結果利用パイロットプロジェクトの手順を公表
- ・ 英国特許庁, 進歩性基準に関するコンサルテーション結果を公表
- ・ 欧州議会の法的サービス部門, EPLA を違法と判断

### 《 意匠・商標 》

- ・ 欧州委員会, OHIM の商標料金減額を提案
- ・ 閣僚理事会, EC のヘーグ協定ジュネーブアクト加入を決定
- ・ OHIM, 2006 年ユーザー満足度調査結果公表

### 《 模倣品・海賊版対策 》

- ・ 国際商業会議所, 模倣品・海賊版対策プラン及び調査レポート公表
- ・ EU, 米国と共に模倣品・海賊版対策の進展についてレビュー
- ・ WIPO, WCO, Interpol, 模倣品・海賊版撲滅会議を共同開催

- ・ フランス産業担当大臣，模倣品対策法案を閣議提出

### 《特許情報・電子出願》

- ・ 欧州委員会，EU内の科学研究政策データベース「ERAWATCH」を公開
- ・ EPO，EPC2000に関する公報及びe-ラーニング教材を公開

### 《その他》

- ・ ドイツ，EU議長国としての所信表明
- ・ 欧州委員会域内市場・サービス総局，ホルムキスト新総局長着任

欧州知的財産ニュースは、JETROデュッセルドルフセンター産業財産権調査員(北村・中野)により作成されたものです。配信又は配信中止のご希望、内容に関するお問い合わせ、ご意見・ご希望は、[patent\\_tcd@jetro.go.jp](mailto:patent_tcd@jetro.go.jp) までお知らせ下さい。

Copyright(C)2006JETROデュッセルドルフセンター(北村・中野)All rights reserved.

本メールの掲載内容を許可なく転載すること、配信された電子メールの第三者への転送、Webサイトへアップすることは固く禁じます。なお、掲載するニュースの記載内容については、正確性を十分に期しておりますが、記載の内容に起因する損害や不利益等が生じても責任は負いかねますので、予めご了承下さい。

## 《 特 許 》

### ・ UNICE, EU の特許政策に対して強い懸念を表明

UNICE は、2006年12月20日、EUの特許政策の停滞について閣僚理事会及び欧州委員会に対して強い懸念を表明した文書を公表した。この文書は、UNICE のフィリップ・デ・バック事務局長から閣僚理事会のメンバーに宛てたレターであり、12月14-15日に開催された欧州理事会に先立って提出されたものが今般公開された。

レターの概要は以下の通り。

「UNICE は欧州における将来の特許政策について強い懸念を持っている。効率的な特許制度は EU のグローバル化に向けたイノベーションのカギである。日本、米国、その他の国々が知的財産をイノベーション戦略の中心に据えており、それを実施するための手段を備えている。欧州委員会は今年、欧州の将来の特許制度についてのコンサルテーションを行っており、産業界はコスト削減と法的安定性向上のため、EPLA（欧州特許訴訟協定）の支持を表明するなど明確なメッセージを発出している。にもかかわらず、加盟国はユーザーニーズを無視し、この議論を20年も続けている。」

今年7月、欧州委員会が開催した将来の特許制度に関する公聴会においても、欧州は知財戦略に欠けているとの厳しい指摘がいくつもなされていた。この公聴会の取りまとめのレポートが2006年中には公表される予定であったが未だなされておらず、リーダーシップ欠如の欧州委員会及び各国の利害が衝突する閣僚理事会に対する産業界のフラストレーションの蓄積が、今回のような厳しいメッセージとして表明されたと思われる。

－ UNICE のプレスリリースは、以下参照 －

[http://212.3.246.117/Common/GetFileURL.asp?FileURL=F\\_2](http://212.3.246.117/Common/GetFileURL.asp?FileURL=F_2)

－ UNICE の発出したレターは、以下参照 －

[http://212.3.246.117/Common/GetFileURL.asp?FileURL=F\\_1](http://212.3.246.117/Common/GetFileURL.asp?FileURL=F_1)

### ・ EPOポンピドゥー長官、欧州の特許政策についてプレスブリーフィング

EPO のポンピドゥー長官は、2006年12月20日、ブラッセルの国際プレスセンターにおいてプレスを招集してブリーフィングを行った。この中でポンピドゥー長官は、EU 全体をカバーする単一の共同体特許への EPO による支持を改めて表明するとともに、ロン

ドンアグリーメント及び EPLA の実現が遠くないであろうと述べた。特にロンドンアグリーメントについては、フランス憲法裁判所及びフランス議会両院からフランスの批准に向けた前向きなシグナルが発出されていること、産業界・研究機関によって支持されていること、及び、加入に向けた法案が提出されていることを強調し、同アグリーメント発効による 45%の翻訳コスト減の早期実現可能性について言及している。

－ EPO のプレスリリースについては、以下参照 －

[http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/2006\\_12\\_20\\_e.htm](http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/2006_12_20_e.htm)

－ プレスブリーフィングでのポンピドゥー長官プレゼン資料については、以下参照 －

[http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/pdf/2006\\_12\\_20\\_brussels\\_ppt.pdf](http://www.european-patent-office.org/news/pressrel/pdf/2006_12_20_brussels_ppt.pdf)

－ 2006年9月に出示されたフランス憲法裁判所の判断については、欧州知的財産ニュース 2006年8～10月号 (Vol.15) 第14頁参照 －

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_015.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_015.pdf)

## ・ マルタ、EPCに加盟、全加盟国32カ国へ

マルタ共和国政府は、2006年12月1日、EPC及びEPC2000への加入書を寄託した。2007年3月1日より、EPCはマルタにおいて発効し、EPC加盟国は32カ国となる。EPCの加盟国拡大は2005年7月1日のラトビア加入以来1年8ヵ月ぶり。

3月1日より前にしたEPC出願について遡及的にマルタに出願されたものとする事はできない。ただし、2007年2月に出願されたEPC出願であって、出願人がマルタにおける3月1日の出願日を求めることを出願時に請求した場合には、その出願はマルタにおいて3月1日に出願されたものとみなされる。

マルタはEPC加入の寄託と同時に、PCTへの加入書も寄託した。これにより、2007年3月1日より、PCTがマルタにおいて発効する。ただし、マルタはPCT経由での国内出願ルートを閉ざしているため、PCTでのマルタの指定は、その国内出願ではなく欧州特許出願としての指定とみなされる。

(参考) EPC加盟国 (2007年3月以降)

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシア、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン

ン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国（アルファベット順）

— EPO のプレスリリースについては、以下参照 —

EPC 加入：[http://www.european-patent-office.org/news/info/2007\\_01\\_03\\_e.htm](http://www.european-patent-office.org/news/info/2007_01_03_e.htm)

PCT 加入：[http://www.european-patent-office.org/news/info/2007\\_01\\_02\\_e.htm](http://www.european-patent-office.org/news/info/2007_01_02_e.htm)

## ・ドイツ特許商標庁、サーチ結果利用パイロットプロジェクトの手順を公表

欧州内ナショナルオフィスのサーチ・審査結果を EPO が利用するパイロットプロジェクト（UPP, Utilization Pilot Project）の実施庁の一つであるドイツ特許商標庁（DPMA）は、1月3日付文書において、以下の通りそのスキームを公表した。

- ・3月1日以降、DPMA に第一庁出願した案件からランダムサンプリングした案件について、UPP に参加するか否かの確認書をサーチレポートと共に出願人に送付する。
- ・確認書を受理した出願人の希望により、その案件を基礎として EPO にした第二庁出願について、UPP に参加させることができる。
- ・EPO 内での処理は早期に行われ、EPO への出願から6月以内に、EPO は出願人に対し最初のオフィスアクションを通知する。

（参考）サーチ結果利用パイロットプロジェクト

ナショナルオフィス及び EPO における業務の無駄の軽減及びそれによる審査プロセスの効率向上を目的として、2006年6月の EPO 管理理事会において試行が決定されたプロジェクト。2007年1月より実施され、1年間の試行後、本格実施について決定される予定。試行に参加するナショナルオフィスは、ドイツ特許商標庁、英国特許庁、デンマーク特許商標庁、オーストリア特許庁の4つ。ドイツ特許商標庁は1年間で数百件の案件について試行を行う予定。

— ドイツ特許商標庁によるプレスリリースは、以下参照（ドイツ語） —

[http://www.dpma.de/veroeffentlichungen/mitteilungen/mittlg2007\\_01.html](http://www.dpma.de/veroeffentlichungen/mitteilungen/mittlg2007_01.html)

— パイロットプロジェクトに関連する記事は、欧州知的財産ニュース2006年7月号（Vol.14）第8ページ参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_014.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf)

## ・英国特許庁、「イノベーションサポート戦略」を公表

英国特許庁は、2月1日、知的財産の価値を保護・最大化させて世界経済での競争において英国産業界を援助することを目的とした、「イノベーションサポート戦略 (Innovation Support Strategy)」を公表した。産業界・教育界における知財アウェアネスの向上、ビジネスのためのサービス、エンフォースメント関連サービスについての行動計画を盛り込んでおり、昨年12月に公表されたゴアーズ・レビューの提言を最初に実行に移す施策でもある。

同戦略中の多数の項目の中で注目されるのが、中小企業を対象とした「知財監査 (Intellectual Property Audit)」。特許等の出願経験がなく知的財産の保護に取り組んだことのない企業40社を対象に特許庁が3日間の知財監査を行うこととしており、特許庁と英国の4つの地方開発団体とで共同して今年3月から試験的に実施する。この知財監査プロジェクトについて、ウィクス科学イノベーション大臣は、「知財監査は製造業、サービス業、ハイテク産業の40の小企業を援助し、その知的資産価値の保護、最大化を行うものであり、世界的な競争に直面する産業の知財意識向上のための構想の一つである。」としている。

イノベーションサポート戦略の他の項目としては、「外国市場で活動する英国企業のためのウェブ上でのガイダンス事業」がある。これは、中国、インド、ブラジルのような急成長国で活動する企業に、知的財産権を取得・活用するための簡潔なガイダンスを与えたり、法的障害を乗り越えたり、落とし穴を避けたり、信頼できる専門家を紹介したりするもの。さらに別の項目として、「特許マッピング」、すなわち、特許情報の分析により、特許庁が特定の製品、サービスの市場トレンドを特定し、企業はそれを用いて投資計画を立てるという点も取り上げられている。

——— 英国特許庁のプレスリリースについては、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070201.htm>

——— イノベーションサポート戦略本文については、以下参照 ———

<http://www.patent.gov.uk/innovationstrategy.pdf>

——— ゴアーズ・レビューについては、欧州知的財産ニュース 2006年11～12月号 (Vol.16) 第24頁参照 ———

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_016.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf)

## ・フランス産業財産庁、特許出願に基づく技術動向を公開

フランス産業財産庁 (INPI) は、最新の特許出願に基づいて技術動向を分析し、企業のイノベーション支援を行うことを決定した。「INPI Reunion of Innovation」と名付けられたこの施策は、INPI バティステリ長官のイニシアティブの下に実施され、INPI に特許出願されたが未公開の案件について、技術動向を分析し、定期的にその情報を産業界に提供するというもの。第一回目の技術分野として、フランス産業界の中で研究開発費への予算が多く勢いのある自動車産業界を対象に1月24日に実施された。今後は、映像装置業界、化粧品業界を対象として実施することが予定されている。

—— INPI のプレスリリースについては、以下参照 (フランス語) ——

[http://www.inpi.fr/front/content/ART\\_926\\_25.php?archive=0&StartRow=0&order=3](http://www.inpi.fr/front/content/ART_926_25.php?archive=0&StartRow=0&order=3)

## ・英国特許庁、サーチ結果利用パイロットプロジェクトの手順を公表

欧州内ナショナルオフィスのサーチ・審査結果を EPO が利用するパイロットプロジェクト (UPP, Utilization Pilot Project) の実施庁の一つである英国特許庁 (UKPO) は、2月9日付文書において、以下の通りその手順を公表した。

- ・ UPP は 2007 年 4 月 1 日から約 12 ヶ月間実施予定。サーチが行われた英国出願を基礎として EPO に優先権主張出願する全ての出願人を対象としており、希望する旨の書面を提出すれば UPP へ参加することができる。
- ・ EPO の負担軽減のため、出願人は UKPO のサーチレポートを参酌して特許請求の範囲を限定する。そして、出願人は、その特許請求の範囲の変更を「見消版」にして EPO への出願時に提出する。
- ・ EPO は、UKPO のサーチレポート及び書面による見解並びに見消版特許請求の範囲を、UPP のために利用する。これらの書面は EPO の電子出願システムに取り込まれるが、公開はされない。
- ・ EPO 内での処理は早期に行われ、EPO への出願から 3～6 月以内に、EESR (書面による見解付サーチレポート) が発行される。
- ・ PCT 出願は対象としない。(UKPO ではなく EPO がサーチレポートを作成するため)

(参考) サーチ結果利用パイロットプロジェクト

ナショナルオフィス及びEPOにおける業務の無駄の軽減及びそれによる審査プロセスの効率向上を目的として、2006年6月のEPO 管理理事会において試行が決定されたプロジ

ェクト。2007年1月より実施され、1年間の試行後、本格実施について決定される予定。試行に参加するナショナルオフィスは、ドイツ特許商標庁、英国特許庁、デンマーク特許商標庁、オーストリア特許庁の4つ。英国特許庁は1年間で数百件の案件について試行を行う予定。

ー 英国特許庁によるプレスリリースは、以下参照 ー

<http://www.patent.gov.uk/abroad-patenteurope-upp>

ー パイロットプロジェクトに関連する記事は、欧州知的財産ニュース2006年7月号 (Vol.14) 第8ページ参照 ー

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_014.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf)

## ・英国特許庁、進歩性基準に関するコンサルテーション結果を公表

英国特許庁 (UKPO) は、2月5日、進歩性に関するコンサルテーション結果を公表した。本来特許されるべきでない発明が特許される結果イノベーションが阻害されるのではないかとの懸念の下、現在進歩性基準について国際的な議論がなされており、昨年公表されたゴアーズ・レビューにおいても、進歩性の基準を適正に設定することの重要性が指摘されていた。このような状況下、進歩性の基準を如何に設定するか、特許法をどのように運用するか、そして他の知財庁と比較したらどうか、との観点でコンサルテーションが行われていた。

コンサルテーションは UKPO のウェブサイト上で行われ、大多数の回答を得た訳ではないが、多くの専門家の意見を反映させた重要な団体及び企業からの回答が得られていた。

コンサルテーション結果のポイントは以下の通り。

- ・ほとんどの回答者が、現行の進歩性基準に満足。
- ・UKPO と EPO との間に進歩性基準の差はない。
- ・USPTO は進歩性基準が低い。逆に、スカンジナビア諸国は、UKPO 及び EPO に比べて進歩性基準が高い。

コンサルテーション結果について、UKPO デネヘイ特許部長は、「進歩性のハードルが低すぎるため“瑣末な特許”を助長しているのではないかという国際的議論もあるが、UKPO は現行法を変更する必要もなく、進歩性に関しては、その法律を適切に運用しているとの評価を受けて幸い。」とのコメントを発表している。

ー 英国特許庁によるプレスリリースは、以下参照 ー

<http://www.patent.gov.uk/press/press-release/press-release-2007/press-release-20070205.htm>

— コンサルテーション全文結果は、以下参照 —

<http://www.patent.gov.uk/response-inventive.pdf>

## ・ 欧州議会の法的サービス部門、EPLAを違法と判断

欧州議会からの委託を受けて EPLA と共同体法規との整合を検討していた欧州議会法的サービス部門は、近日公表した2月1日付け文書において、EPLAは共同体法規に照らして違法であるとの暫定的判断を表明した。概要以下の通り。

- ・ EC 条約第 292 条では、EU 法に関する事項は欧州裁判所 (ECJ) においてのみ解決されるべき旨規定されているところ、EPLA 第 98 条では、EPLA 加盟国による争いは管理委員会において解決される旨規定されており、EPLA 第 98 条は EC 条約 292 条に違反する。
- ・ すでに EU 法規においてカバーされている事項について加盟国は合意をすることが禁じられており、EU エンフォースメント指令 (2004/48/EC) が各国の知財法制をハーモシしているところ、EPLA はこの指令がカバーしている範囲について規定しているばかりでなく、EPLA の一部の規定が同指令と矛盾している。
- ・ すでに EU 法規においてカバーされている事項について加盟国は合意をすることが禁じられているところ、EPLA の一部の規定は、裁判管轄に関する EU 指令 (44/2001, 旧ブラッセル条約) がカバーしている範囲について規定している。

上記法的サービス部門の見解はあくまで暫定的判断に過ぎず、何ら法的効果を有するものではない。また、共同体法規の「枠外での合意」を否定しているのみで、共同体法規化による EPLA 成立まで否定してはいない。しかし、EPLA と共同体法規との微妙な関係について半ば公式に否定したことは、欧州産業界が望んでいる EPLA の成立に影響を及ぼす可能性があり、今後の議論が注目される。

— 欧州議会による文書は、以下参照 —

[http://www.ipeg.com/\\_UPLOAD%20BLOG/Interim%20Legal%20Opinions%20Legal%20Service%20EP%20Feb%201%202007.pdf](http://www.ipeg.com/_UPLOAD%20BLOG/Interim%20Legal%20Opinions%20Legal%20Service%20EP%20Feb%201%202007.pdf)

## 《意匠・商標》

### ・ 欧州委員会、OHIMの商標料金減額を提案

欧州委員会は、2006年12月22日、欧州議会及び閣僚理事会宛のコミュニケーションペーパーにおいて、OHIMが徴収する商標に関する料金を定期的に見直すことを提案した。

EUの予算から独立しているOHIMの予算は、商標等の審査・登録サービスに対する手数料収入で賄われており、収支の均衡が求められている。しかし、商標・意匠登録出願件数の着実な伸びと、OHIM内の業務効率化の実施により、昨年の料金減額にもかかわらず黒字が増加しており、2005年末には累積黒字が130百万ユーロに上り、今から10年後の2016年には700百万ユーロの累積黒字が見込まれている。このような毎年の黒字増額は適切ではないとされたもの。

域内市場・サービス総局のマクリービー委員は「OHIM予算におけるアンバランスな剰余金の蓄積と将来の収支不均衡を是正するための構造的解決を歓迎する。OHIMは業務効率化を追求しその犠牲になったとも言える。」とコメントしている。

欧州委員会は、料金減額のための共同体商標料金規則の改正提案を、2007年春に行う予定。

— 欧州委員会によるプレスリリースは、以下参照 —

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/1895&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

— コミュニケーションペーパーは、以下参照 —

[http://oami.europa.eu/en/office/pdf/ohim\\_EN.pdf](http://oami.europa.eu/en/office/pdf/ohim_EN.pdf)

### ・ 閣僚理事会、ECのヘーグ協定ジュネーブアクト加入を決定

EU閣僚理事会（Council of European Union）は、2006年12月18日、意匠の国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブアクトへの欧州共同体（EC）の加入を承認する決定を採択した。今回採択されたのは、ECのジュネーブアクト加入提案及び加入に伴うEU規則改正提案の2つ。

2006年5月、欧州議会においてジュネーブアクト加入への承認決議がなされており、閣僚理事会での加入承認決定は近いと見られていた。ECの同アクトへの加入により、簡素な手続き及び低コストで欧州外の加盟国における意匠の国際保護が可能となる。

ヘーグ協定ジュネーブアクトは、日米等の実体審査国やEC等の政府間機関の加盟促進を目的として1999年に採択されたもので、無審査国を中心とする既存のヘーグ協定の改良版。2003年12月に発効し、2006年11月現在、加盟国数19カ国。日米や欧州主要国は未加入。

なお、EC加入と同日の12月18日付で、フランスも同アクトへ加入した。

－ 閣僚理事会のプレスリリースについては、以下参照 －

[http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms\\_Data/docs/pressData/en/envir/92249.pdf](http://www.consilium.europa.eu/ueDocs/cms_Data/docs/pressData/en/envir/92249.pdf)

－ OHIMのプレスリリースについては、以下参照 －

<http://oami.europa.eu/en/news.htm>

－ ジュネーブアクト加入承認に関するEU官報掲載は、以下参照 －

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_386/l\\_38620061229en00280043.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_386/l_38620061229en00280043.pdf)

－ EU規則改正承認に関するEU官報掲載は、以下参照 －

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_386/l\\_38620061229en00140016.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_386/l_38620061229en00140016.pdf)

－ 2006年5月の欧州議会の承認決定については、欧州知的財産ニュース2006年4～6月号 (Vol.13) 第15頁参照 －

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_013.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf)

－ フランスの加入については、以下参照 －

[http://www.wipo.int/treaties/en/Remarks.jsp?cnty\\_id=681C](http://www.wipo.int/treaties/en/Remarks.jsp?cnty_id=681C)

## ・ OHIM, 2006年ユーザー満足度調査結果公表

OHIM (欧州共同体商標意匠庁) は、2月6日、2006年ユーザー満足度調査結果報告書を公表した。2005年6月から2006年7月までにOHIMに手続きを行った約11,000のユーザーを対象に、2006年12月の約1ヶ月間、外部調査機関に委託してウェブによるインタビュー (computer assisted web interview) を行った。権利者 (商標/意匠権者) 436件、代理人520件、計956件の回答が得られ (回収率8.2%)、前年の2005年満足度調査結果との比較をしつつ、権利者と代理人を別々にした分析がなされている。結果以下の通

り。

- ◆ 全体的な満足度は高レベル。権利者よりも代理人の方が満足度が高い。権利者については昨年から満足度が向上したとする意見は 35%，悪くなったとする意見は 7%。代理人については昨年から満足度が向上したとする意見は 16%，悪くなったとする意見は 3%。
- ◆ 不満の件数は増加しているが，その処理効率は 2005 年よりも向上。(OHIM には，ユーザーの不満処理のための部門 ‘customer care unit’ が存在するが，代理人の 43%，権利者の 26%しかこの部門の存在を知らなかった。)
- ◆ 共同体商標については，審査処理時間への満足度は向上，他方，審査の一貫性への満足度は低下。
- ◆ 共同体意匠については，昨年同様，不満はほとんど無し。
- ◆ 審判については，手続きの簡素化，判断の明確性，判断の理由付の完全さと深さ，処理時間の観点から，権利者・代理人いずれの満足度も前年より向上。
- ◆ 登録については，迅速性等の観点から，権利者・代理人いずれの満足度も前年より向上。
- ◆ 権利者の満足度は，出願，審査，登録等 OHIM のコア業務すべての点において向上。
- ◆ 庁の職員については，プロ意識，信頼性，能力への満足度は昨年同様高い。他方，職員へのコンタクトのしやすさ (accessibility) への満足度が低下。
- ◆ e-ビジネスツールについては，権利者は満足度が低下したが，代理人は満足度向上。
- ◆ OHIM の長所は，グローバルイメージ，共同体意匠，(すべての部署の) 職員，の 3 つ。これは昨年と同様の結果。他方，情報部門については，代理人は満足だが権利者からは改善が期待されている。
- ◆ イタリアとスペインのユーザーは満足度が高い。逆に，英国ユーザーが最も不満を持っている。(英国出身の OHIM 関係者によれば，英国特許庁のサービスが良いため相対的に OHIM の満足度が低下しているとのこと。)

— OHIM のプレスリリースは，以下参照 —

<http://oami.europa.eu/en/office/survey.htm>

— 2006 年のユーザー満足度調査結果報告書は，以下参照 —

(要約) [http://oami.europa.eu/en/office/pdf/Final\\_Executive\\_summary\\_OHIM-USS\\_2007.pdf](http://oami.europa.eu/en/office/pdf/Final_Executive_summary_OHIM-USS_2007.pdf)

(全文) <http://oami.europa.eu/en/office/pdf/INFORME%202007.pdf>

— 2005 年のユーザー満足度調査結果については，欧州知的財産ニュース 2006 年 4～6 月号 (Vol.13) 第 12 頁参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_013.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_013.pdf)

## 《 模 倣 品 ・ 海 賊 版 対 策 》

### ・ 国際商業会議所，模倣品・海賊版対策プラン及び調査レポート公表

国際商業会議所（ICC; International Chamber of Commerce, 本部；パリ）は、1月29日、国際レベルで模倣品・海賊版に対抗するためのプランを公表した。

プランの目的は、(1) ポリシーメーカーが政策の決定や実行を行えるための十分な情報提供、(2) エンフォースメントのための十分なリソースによって知財保護を実現する立法を行わせるための各国政府への圧力、の2つ。

プランには、(1) 不法行為による経済的・社会的被害の継続的な報告、(2) 各国政府に対し知財保護向上の促進を目的とした、各国別知財保護状況の紹介、(3) 知財保護のための産業界の関与促進を目的とした、優良企業のプラクティスに関するグローバル協定、(4) 国境を越える貿易及び税関の協力のための新モデル、等が含まれる。

プランは、2005年にICC内の部門横断的に設立された「模倣品・海賊版防止ビジネス活動」(BASCAP; Business Action to Stop Counterfeiting and Piracy)によって実行される。

ICC/BASCAPは、上記プランの公表と同日に、「模倣品・海賊版についての世界調査」(Global Survey of Counterfeiting & Piracy)と題したレポートを公表した。48の企業からの報告を基に取りまとめられたもので、知財環境の良い／悪い上位国として、以下、公表した。

#### 知財環境が良い国ベスト5

- 1位 米国
- 2位 英国
- 3位 ドイツ
- 4位 フランス
- 5位 日本

(以下、加、スイス、オランダ、シンガポール、豪)

#### 知財環境が悪い国ワースト5

- 1位 中国
- 2位 ロシア
- 3位 インド
- 4位 ブラジル
- 5位 インドネシア

(以下、ベトナム、台湾、パキスタン、トルコ、ウクライナ)

知財環境の良さについては、知財侵害／窃盗に対する対抗策、模倣品海賊版との戦いの重要性についての公衆アウェアネス向上、取締実施機関と公衆との強い協力関係等が評価されたもの。逆に環境の悪さについては、国際的義務履行に向けた国家の意気込みのなさ、模倣品海賊版対策の重要性について地方メディアが無視している点が理由として挙げられている。

今回が最初の報告書作成だが、来年以降も参加企業規模を拡大して作成する予定。

－ 国際商業会議所 (ICC) のプレスリリースについては、以下参照 －

<http://www.iccwbo.org/bascap/index.html?id=10796>

－ ICC/BASCAP のレポートについては以下参照 －

[http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/BASCAP/Pages/BASCAP%20Survey\\_%20Final%20Report\\_29%20January07.pdf](http://www.iccwbo.org/uploadedFiles/BASCAP/Pages/BASCAP%20Survey_%20Final%20Report_29%20January07.pdf)

### ・ EU, 米国と共に模倣品・海賊版対策の進展についてレビュー

欧州委員会は、2月1日、欧州委員会と米国政府が産業界の代表も交えて模倣品・海賊版対策の進展についてレビュー会合を行った旨公表した。場所はジュネーブで開催されており、1月30日、31日にWIPO, WCO, インターポールの共催により開催された模倣品・海賊版撲滅会議終了後に行ったと見られる。EUと米国は昨年6月のEU-米サミットにおいて、模倣品・海賊版に対抗するための共同アクションプログラムの立ち上げに合意しており、今年6月に開催予定のEU-米サミットでは1年間の成果を示すこととなっているが、合意から半年以上の間両当局関係者は密接な活動を行っており、今回のレビューは、その成果を中間報告的に公表したもの。

具体的な成果内容として、以下の取組を挙げている。

- ・ 税関職員同士による、模倣品・海賊版捜索のための共同での標的及び積荷審査、情報交換、研修等への参加。
- ・ 中国、ロシア等の問題国に関する案件についての密接な連絡体制確立；北京とモスクワの大使館／代表部の知財専門家による具体的な解決へ向けた共同努力。
- ・ WTOにおいて、日本、スイスとの協力の下、WTO加盟国が一体となって模倣品・海賊版対策を行うべきとしたコミュニケーションの紹介
- ・ 南アメリカ、アジア、東欧に対する知財の研修及び技術援助の提供努力。

このレビュー会合について、フェアホイゲン欧州委員会副委員長（企業・産業担当）は、「知的財産権の効果的なエンフォースメントは欧州産業界にとって、また欧州市民を保護するためにも極めて重要。質の悪い模倣品、特に医薬品は、市民の健康と安全を脅かす。今日の会合は我々の取組が進展していることを明確にした。」と強調した。さらに、マンデルソン委員（通商担当）は、「知的財産権の保護は欧州の競争力強化にとって必須。欧州と米国との協力により、我々は模倣品を決して許さないという明確なメッセージを侵害者に

発することとなる。」と述べた。米国のグティエレス商務長官及びシュワブ USTR 代表も同様のコメントを述べ、今回の会合を評価している。

—— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 ——

[http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/intell\\_property/pr010207\\_en.htm](http://ec.europa.eu/trade/issues/sectoral/intell_property/pr010207_en.htm)

—— 欧州委員会がこれまでの取組を公表したファクトシートは、以下参照 ——

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/february/tradoc\\_133203.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2007/february/tradoc_133203.pdf)

—— 2006年のEU-米サミットにおける、対模倣品共同アクションプログラムについては、欧州知的財産ニュース2006年7月号 (Vol.14) 参照 ——

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_014.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_014.pdf)

## ・ WIPO, WCO, Interpol, 模倣品・海賊版撲滅会議を共同開催

WIPO (世界知的所有権機関), WCO (世界税関機構) 及び Interpol (国際刑事警察機構) は、1月30～31日、ジュネーブにおいて「第3回模倣品・海賊版撲滅会議」を共同開催した。GBLAAC (Global Business Leaders Alliance Against Counterfeiting), INTA (International Trademark Association), ICC (International Chamber of Commerce), ISMA (International Security Management Association) も後援したこの会議には、政府関係者、産業界トップ、エンフォースメント機関関係者ら700名以上が参加し、消費者の健康と安全を脅かし経済発展を阻害する模倣品・海賊版取引に対抗するための努力を訴えた。

WIPO のイドリス事務局長は、「模倣品・海賊版は経済発展を阻害し健康と安全を脅かす。その手法は巧妙化し、多方面にわたっており、日々その被害者を生み出している。」とし、「関係者が専門知識を結集し、不法行為と戦わなくてはならない」と強調した。また、産業界からは、GBLAAC の代表者が、「消費者の教育に目を向け、消費者が模倣品の購入をさせないことを目指すべき」と述べた。

模倣品・海賊版撲滅会議は、2004年にWCOがブラッセルで第1回の会議を開催し、2005年にInterpolがリヨンで第2回の会議を開催し、今回が3回目の開催。官民両サイドからの参加によりそれぞれの経験を結集し、協力関係を強化することにより、模倣品・海賊版問題への効果的な戦略を構築している。

—— WIPO のプレスリリースについては、以下参照 ——

[http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2007/wipo\\_pr\\_2007\\_475.html](http://www.wipo.int/edocs/prdocs/en/2007/wipo_pr_2007_475.html)

—— 会議のプログラム, スピーカーについては, 以下参照 ——

<http://www.ccapcongress.net/program/program.htm>

### ・ フランス産業担当大臣, 模倣品対策法案を閣議提出

フランスのロース産業担当大臣は, 2月8日, 模倣品・海賊版対策法案を閣議に提出した。この法案は特許, 商標, 意匠, GIなどの知的財産権を効果的に保護するための強力な法的手段導入を目的とし, フランス政府の知財保護に対する強い意気込みを示すもの。ロース大臣は閣議において, 模倣品取引は世界貿易の約1割を占め, フランス及び欧州の雇用の大幅減を引き起こし, さらに市民の健康と安全への重大な脅威でもあると強調した。

法案は, 2004年に成立したEUエンフォースメント指令の国内法令化に加え, 下記の改正点を含む。

- ・ 裁判所が命ずる仮処分について, 模倣品製造者・販売者のみならず, その流通業者等も対象にできる。
- ・ 裁判官は, 模倣品廃棄に加え, 模倣品製造販売業者の組織解体を命ずることができる。
- ・ 補償額の算定にあたり, 権利者が被った損害額に加え, 本来得られるべきライセンス料も考慮する。
- ・ 共同体意匠を取り扱う裁判所を増設する。
- ・ 司法当局は, 侵害被疑者に対し, 侵害被疑品の出所に関する情報提供を命じることができる。

— フランス経済財政産業省のプレスリリースは, 以下参照 (フランス語) —

[http://www.industrie.gouv.fr/index\\_portail.php](http://www.industrie.gouv.fr/index_portail.php)

— 法案テキストは, 以下参照 (フランス語) —

[http://www.industrie.gouv.fr/infopres/presse/contrefacon\\_pjl\\_2007.pdf](http://www.industrie.gouv.fr/infopres/presse/contrefacon_pjl_2007.pdf)

## 《 特許情報・電子出願 》

### ・ 欧州委員会, EU内の科学研究政策データベース「ERAWATCH」を公開

欧州委員会は, 1月12日, EU内における科学研究政策に関する情報をオンラインで公

表するシステム「ERAWATCH」を立ち上げた。ERAWATCH システムは、科学・研究分野の政策立案者及び政策アナリストに対し、EU 諸国及び米国、中国、日本の科学研究政策の情報を提供することを目的としている。具体的には、最近の政策文書、研究プログラム、研究成果、研究費、特許等についての情報を網羅している。

ポトチュニック欧州委員（科学技術担当）は、「ERAWATCH は、正確・確実な情報に基づき欧州での科学研究を向上させるアクションを採るための必要不可欠なサービスである」とのコメントを發表している。

同システムに実際にアクセスしてみると、EU 各国別の科学研究政策の総論・概要についてはコンパクトにわかりやすくまとめられている。他方、知財政策等の各論については、今のところ十分なデータの蓄積があるとは言えない。日本については、科学研究政策、それに関連した法制度や国家組織について詳細に資料が取りまとめられており、日本の科学研究政策へのEUの関心の高さが伺える。

（参考）日本についての資料

政策としては第3期科学技術基本計画、新経済成長戦略等について、法律としては科学技術基本法、国立大学法人法等について、国家組織としては、総合科学技術会議、経済産業省、文部科学省、NEDO、JST、理化学研究所等について、それぞれ紹介されている。

－ 欧州委員会のプレスリリースについては、以下参照 －

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/07/39&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

－ ERAWATCH のホームページについては以下参照 －

トップページ <http://cordis.europa.eu/erawatch/index.cfm>

各国の政策 <http://cordis.europa.eu/erawatch/index.cfm?fuseaction=ri.home>

## ・ EPO、EPC2000に関する公報及びe-ラーニング教材を公開

今年12月のEPC2000発効を踏まえ、EPOは、EPC2000の条約本文、規則等を掲載した公報を公開した。既知の情報を主としているが、EPC2000に関連した条項がすべて網羅されている。条約本文、条約規則（2006年12月のEPO管理理事会において承認されたもの）、経過措置、新料金規則、新旧条文対応表等がまとめられている。なお、審査ガイドラインは今春公開予定。

EPOは、EPC2000に関するe-ラーニング教材も公開しており、音声及び画像によるブ

レゼンテーション形式で、EPC2000のポイントをコンパクトに解説している。

－ EPO 公報については、以下参照 －

[http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj007/01\\_07/special\\_edition\\_1\\_epc\\_2000.pdf](http://www.european-patent-office.org/epo/pubs/oj007/01_07/special_edition_1_epc_2000.pdf)

－ e-ラーニング教材については、以下参照 －

[http://www.european-patent-office.org/news/info/2007\\_01\\_22\\_e.htm](http://www.european-patent-office.org/news/info/2007_01_22_e.htm)

## 《その他》

### ・ドイツ、EU議長国としての所信表明

今年前半のEU議長国を務めるドイツ連邦政府は、「Europe – succeeding together」と題する議長国プログラムを公表した。この全24頁及び付属文書からなる“所信表明文書”は、経済・環境政策、司法・安全政策、共通外交政策の3つの柱からなり、知財については、経済政策の箇所で「欧州の特許制度の向上、特に欧州産業界から要望の強い“統一された紛争処理システム”の進展に向けて努力する。」と述べられている。付属文書には今年前半に開催する主要会合の日程が掲載され、3月末に連邦司法省主催で特許法に関する会合を開催することとされている。

このドイツ連邦政府のプログラム公表に合わせ、連邦司法省が、より詳細な方針を示した文書を公表している。その文書中で、共同体特許は最終目標だが先の見えない複雑な議論は無意味であり、より短期的な成果を見込めるロンドンプロトコルとEPLA（欧州特許訴訟協定）の実現に力を注ぐことが述べられている。さらに、知的財産権侵害防止のためには統一された刑事的アプローチが必須であり、エンフォースメント強化指令案の議論の進展を目指すとしている。

（参考）「EU議長国」（EU-presidency）

EUの閣僚理事会（案件ごとに各国の担当閣僚が集まる会合）において議長を務める国。半年毎の持ち回りとされている。閣僚理事会のみならず、欧州・EUに関する諸会合において準備・司会を務める。対外的にはEUのスポークスマンとしての役割を果たし、WIPO等の国際会議でEUを代表して発言する。将来、欧州憲法が発効すると、現行の輪番議長国制は廃止され、新たに3カ国からなる「チーム議長国制」へと変更される。

2006年前半：オーストリア， 後半：フィンランド

2007年前半：ドイツ， 後半：ポルトガル

2008年前半：スロベニア， 後半：フランス

2009年前半：チェコ， 後半：スウェーデン (出典：駐日欧州委員会代表部HP， 他)

ー ドイツ連邦政府の議長国プログラムは， 以下参照 ー

[http://www.eu2007.de/includes/Downloads/Praesidentschaftsprogramm/EU\\_Presidency\\_Programme\\_final.pdf](http://www.eu2007.de/includes/Downloads/Praesidentschaftsprogramm/EU_Presidency_Programme_final.pdf)

ー ドイツ連邦司法省の文書は， 以下参照 (ドイツ語) ー

<http://www.bmj.bund.de/files/b137e879f00c4f4914db84c5f684486e/1539/BMJ-Präsidentenschaftsprogramm%20dt.pdf>

## ・ 欧州委員会域内市場・サービス総局，ホルムキスト新総局長着任

欧州委員会域内市場・サービス総局の新総局長として，ホルムキスト氏 (Mr. Jörgen Holmquist) が1月より着任した。域内市場・サービス総局は，欧州域内の市場統一を目的として知的財産制度を含めた域内制度の調和を主導しており，「委員 (Commissioner)」を「閣僚」とするならば，「総局長 (Director General)」は「事務次官」に相当する。総局長ポストは，昨夏シャウブ氏が退任した後空席となっており，ストール副総局長が半年間代理を務めていた。

ホルムキスト氏はスウェーデン出身。1971年にストックホルム大学で経済学の学位取得後，スウェーデン商業省に入省。スウェーデン商業省及び同財務省の要職を歴任後，1997年に欧州委員会農業総局の局長に着任。2001年に予算総局副総局長，2002年から2006年まで漁業・海事総局長を務めており，総局長として横滑りの異動となる。

同じく1月より，空席となっていた域内市場総局・サービス総局の知識経済局長として，フレーリンガー氏 (Ms. Margot Fröhlinger) が着任した。同総局は8つの局 (Directorate) からなるが，知識経済局が知的財産政策を管轄する。フレーリンガー氏は昨年までサービス局の課長を務めていた。

昨夏開催された欧州委員会主催の将来の特許制度に関する公聴会后，年内に公表されるはずのレポートは公表されておらず，欧州委員会は未だ今後のEU知財政策の青写真を描いていない。他方で，同総局のマクリービー委員は，欧州域内の知的財産制度の調和について強い意欲を示す発言を続けている。今後，同委員のリーダーシップの下，新総局長及び

新知財担当局長が、EUの知財政策についてどのような方向性を示せるか、注目される。

－ 域内市場・サービス総局の組織図は、以下参照 －

[http://ec.europa.eu/dgs/internal\\_market/docs/organigramme/organichart\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/internal_market/docs/organigramme/organichart_en.pdf)

－ ホルムキスト総局長の履歴は、以下参照 －

[http://ec.europa.eu/dgs/personnel\\_administration/documents/cv/holmquist\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/dgs/personnel_administration/documents/cv/holmquist_en.pdf)

－ マクリービー委員の知財に関する最近の発言については、欧州知的財産ニュース2006年11～12月号 (Vol.16) 参照 －

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_016.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf)